

Ⅱ. 医療費



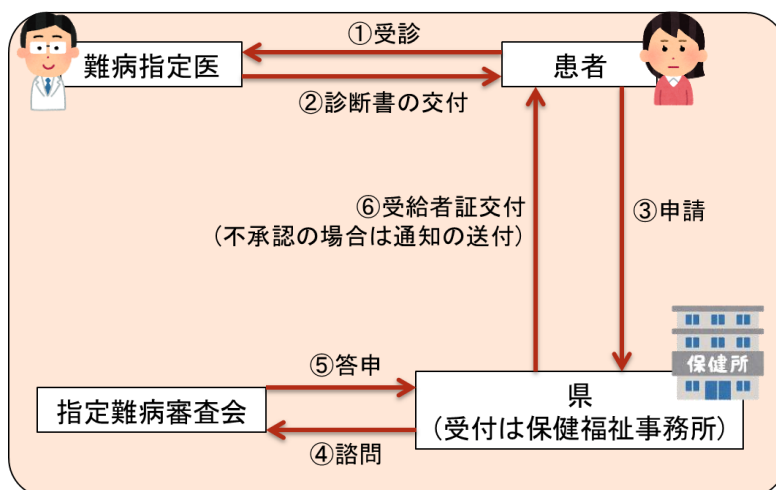
1. 特定医療費（指定難病）助成制度

この制度は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。

医療費助成の支給を受けるためには、以下の①・②のすべてを満たす必要があります。

- ①住民票が佐賀県内にある
 - ②指定難病（厚生労働省令で定められた疾患）に罹患している方で、病状が国で定める基準を満たしている（※）
- ※ 特定医療費（指定難病）支給認定の診断基準を満たしているが、重症度基準を満たしていない場合で、指定難病にかかる月ごとの医療費総額（10 割分）が 33,330 円を超える月が申請月以前の 12 月以内に 3 月以上ある場合は、「軽症高額該当」として医療費助成の対象となります。

（1）申請から認定まで



- ・申請は、住所地を管轄する保健福祉事務所で受付します。
- ・審査の結果、認定されると、受給者証を交付します。（有効期間開始日は申請受付日）
- ・認定されなかった方には、却下通知を送付します。

○申請窓口（保健福祉事務所）にお持ちいただくもの

必要となる書類は加入されている保険種別ごとに異なりますので、**保健福祉事務所にお問い合わせの上、窓口へおこしください。**

<p>全員にお持ちいただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票謄本（世帯全員分、3か月以内に発行されたもの） ●マイナンバーに関する書類 ●臨床調査個人票（診断書） ●印鑑 ●市・県民税所得課税証明書（※） ●健康保険証（※） <p>（※）加入する保険種別により必要書類が異なります。 保健福祉事務所にお問い合わせください。</p>
<p>お持ちの方のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病療養受療証 ●公的年金の給付額が分かる書類等の写し ●特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病受給者証（同一世帯にお持ちの方がいるとき）
<p>軽症高額に該当する方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費申告書（医療機関で記載）

●申請・問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1673	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4187	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2105		

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証交付後

- 医療費の公費負担は受診の際に受給者証を医療機関の窓口で提示することで受けることができます。医療機関等を受診する際は、窓口で以下のものを提示してください。

① 特定医療費（指定難病）受給者証

② 自己負担上限額管理票

● 特定医療費（指定難病）受給者証

- 窓口での自己負担額が3割負担の方は、2割負担でご利用いただけます。
(現在2割、1割負担の方は変わりません。)
- ひと月に負担する金額は、受給者証に記載されたすべての指定医療機関（薬局・訪問看護ステーション含む）でかかった負担金を合算して、自己負担上限月額までの負担となります。
- 受給者証が適用され、医療費助成を受けられるのは、都道府県が指定する指定医療機関（病院または診療所、薬局、訪問看護ステーション）で、認定された疾患及びその疾患に付随して発現する傷病に対する治療等にかかるもののみです。

公費負担の対象となるもの		
医療保険	入院や外来での医師の診察費、薬代、医学的処置、手術及びその他の治療 訪問看護	
介護保険	在宅サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
	施設サービス	療養介護施設サービス

※介護老人保健（または福祉）施設等の保険医療機関ではない施設では使えません。

また、通所リハビリ、短期入所療養看護やホームヘルプサービス、訪問入浴、通所介護、短期入所生活介護等の福祉系サービスも対象となりません。

※保険が適用されない医療費、食事療養費、差額ベッド代、文書料、治療補装具などについては公費負担の対象となりません。

- 受給者証には有効期間が決められており、有効期間満了後も引き続き受給を希望される場合は、更新の手続きが必要となります。保健福祉事務所から更新申請の案内を郵送しますので、保健福祉事務所が定める期限内に申請を行ってください。

● 特定医療費（指定難病）自己負担上限管理票

- 月毎の自己負担上限額が定められているため、複数回の受診や複数か所の医療機関・薬局等を利用する場合には、自己負担上限額の管理を行う必要があります。
- 自己負担上限額管理票を医療機関等に提示し、医療費を記入してもらってください。

特定医療費（指定難病） 自己負担上限管理票		
<p>～受給者の方へ～</p> <p>○ この管理票は、「特定医療費（指定難病）受給者証」を有効にする際に、窓口の医療機関にかかる窓口での負担額を管理するものです。受給者証とあわせてこの管理票を必ず提示してください。</p> <p>○ 表紙に、「受給者番号」、「受給者氏名」、「月額自己負担上限額」を間違えないように記入してください。</p> <p>○ 指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション等含む）での負担額（入院時の食事療養費及び保険適用外の負担金を除く）を合算した金額が上限額に達した場合、それ以降の支払いは不要となります。</p> <p>○ 受給者証の有効期間満了中に月額自己負担上限額が変更となった場合は、各保健福祉事務所配布している新しい管理票を使用してください。</p>	<p>～指定医療機関の方へ～</p> <p>○ 特定医療費に係る自己負担額は、医療保険の2割です。（後遺障害及び前期高齢者の1割負担者は1割）</p> <p>○ 入院時の食事療養費は、この管理票に記入しないでください。（月額自己負担上限額とは別に、受給者証に記載されている負担割合での負担となります。（生活保護者を除く））</p> <p>○ 1ページに入らない場合は、次のページに記入してください。</p>	
受給者番号	受給者氏名	月額自己負担上限額
		円
佐賀県		

(3) 受給者証の記載事項に変更があったとき

○ 支給認定の変更届が必要な事項

1 4日以内に保健福祉事務所の窓口で下記のものを提出し、変更の手続きを行ってください。

変更内容	必要書類
住所の変更	住民票謄本、受給者証、印鑑
氏名の変更	戸籍抄本、受給者証、印鑑
被保険者証の変更	新しい被保険者証の写し、市・県民税所得課税証明書 (※) 添付資料は保険種別によって異なります。 詳しくは各保健福祉事務所窓口にてご確認ください。

○ 支給認定の変更申請が必要な事項

以下の要件に該当することとなった場合は、下記のを添えて申請してください。

変更内容	必要書類
受診を希望する医療機関等の変更・追加	医療機関等の名称と住所がわかるもの、受給者証、印鑑
指定難病の名称変更 主治医（難病指定医）の診断により、病名を変更する必要がある場合	臨床調査個人票（診断書）、受給者証、印鑑
自己負担上限月額の変更	「人工呼吸器等装着」、「生活保護資格の取得・喪失」、「按分対象者の増減」、「高額かつ長期」の必要書類については、各保健福祉事務所窓口にてご確認ください。

※**高額かつ長期**：医療費助成の支給認定を受けたのち、ひと月の医療費総額（10割分）が50,000円を超える月が12か月間の間に6月以上ある場合は、「高額かつ長期」の負担額への変更申請をすることができます。

●申請・問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1673	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4187	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2105		

2. 高額療養費制度



(1) 高額療養費

保険を適用して同一の月に医療機関などで受けた診療分として支払った一部負担金が高額になったときは、申請すると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されます。

- 相談窓口：加入する健康保険

(2) 限度額適用認定証

事前に限度額適用認定証を申請し、医療機関の窓口に提示することで、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での同一月の保険内診療分の支払いが自己負担限度額までとなります。

- 相談窓口：加入する健康保険

3. 特定疾病療養受療証

血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群に対する医療費は、病院等の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示すると、自己負担額が 10,000 円または 20,000 円になります。詳しくは加入している健康保険にお問い合わせください。

4. 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者の方が病院などで診療を受けられた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部が助成されます。

- 相談窓口：市町（福祉担当課） p3 参照
- 対象：県内に住所を有する、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度の加入者で下記のいずれかに該当する方
 - ①身体障害者手帳 1～2 級
 - ②知能指数 35 以下
 - ③身体障害者手帳 3 級でかつ知能指数 50 以下
- ・市町において受給資格証が発行されます
- ・所得制限があります。
- ・医療機関窓口で支払いし、市町窓口で申請後、負担額の一部が返金されます。
1 人 1 月 500 円の自己負担となります（入院時食事療養費の標準負担額は、助成対象外）

5. 自立支援医療の給付

身体障害者（児）の障害の軽減や機能回復、精神障害者の医療給付を図るために自立支援医療制度（厚生医療、育成医療等）があり、医療の給付を受けることができます。

（1）更生医療の給付

- 相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照
- 対象：身体障害者（18歳以上）
- 給付対象例：視覚障害（白内障手術、角膜移植術など）、聴覚障害（人工内耳埋込術、鼓室形成術など）、音声言語そしゃく機能障害（口蓋裂手術など）、肢体不自由（関節置換手術など）、心臓機能障害（ペースメーカー埋込術、心臓移植術など）、腎臓機能障害（人工透析療法、腹膜灌流、腎移植など）、小腸機能障害（中心静脈栄養法など）、免疫機能障害（抗HIV療法など）、肝臓機能障害（肝臓移植など）

（2）育成医療の給付

- 相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照
- 対象：身体障害児（18歳未満）
- 給付対象例：肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓機能障害（手術が必要なもの）、人工透析、腎臓・肝臓及び心臓の移植手術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害治療など